

住所変更手続き

引っ越しの際にはお忘れなく！

転出

◆市外に引っ越す時は、転出先の住所を確認し、引っ越しの前14日以内に転出の届け出をしてください。

届出に必要なもの

- ▽届け出に來られる方の印鑑
- ▽運転免許証、旅券、住民基本台帳カードなど、写真のほうである本人確認ができるもの
- ▽印鑑登録をしている方は印

鑑登録証

- ▽市で発行した健康保険被保険者証、医療費受給者証など
- ◆新しい市区町村に引っ越してからの手続きについては、下記「転入」欄をご覧ください。

◆転出届をしないまま引っ越した場合、郵送による転出届の手続きができません。この場合、新しい住所での転入届に必要な転出証明書送付用の、切手をはった返信用封筒を同封してください。

転出届の様式は、市のホームページからもダウンロードできます。また、①引っ越す方の氏名、生年月日②新住所、旧住所③引っ越しの年月日④届出人の氏名、屋間に連絡ができる電話番号⑤住民基本台帳カードの有無一を記載した任意の書面での届け出も可能です。

- ◆転校などの手続きがある方は、別途、窓口に来ていただくかなければならない場合があります。
- ◆学生が進学のため市外に住む場合は、転出届の手続きが必要です。

- ◆毎週月曜日の窓口 午後7時まで延長
- ◆住民異動・戸籍の届け出、住民票・戸籍謄抄本の交付、印鑑登録および印鑑登録証明書の交付
- ◆国民健康保険・国民年金の届け出と相談
- ◆所得証明書などの交付、市税の窓口納付と相談
- ◆児童福祉関係の届け出と相談

◎住民基本台帳カードをお持ちの方へ

住民基本台帳カードをお持ちの方も、転出届を出すことが必要です。

郵送による場合は、市のホームページからダウンロードした転出届の様式か、転出内容を記載した書面を、切手をはった返信用封筒を同封して提出してください。

○郵送により転出届を出すときは、カードを同封しないでください(カードは、転入届の手続きの際使用します)。

○破損・紛失やパスワード忘などでカードを使用できない、引っ越してから14日以上過ぎてしまった一などの場合は、転出証明書を交付しますので、必要事項を記載した書面を、切手をはった返信用封筒を同封して提出してください。

転入

◆引っ越した日から14日以内に、新しい住所の番地、アパート名

などを確認し、転入の届け出をしてください。引っ越す前には届け出できません。

届出に必要なもの

- ▽前住所地で発行された転出証明書または住民基本台帳カード
- ▽届け出に來られる方の印鑑
- ▽運転免許証、旅券、住民基本台帳カードなど、写真のほうである本人確認ができるもの

◎住民基本台帳カードをお持ちの方へ

住民基本台帳カードをお持ちの方も、転出地の市区町村に転出届を提出してください。

郵送する場合の方法は、上記「転出届」の手続き方法をご覧ください。

転出届が転出地の市区町村に到着していないと、転入の手続きはできません。

○お手元のカードが破損していないか、またパスワードを忘れていないか、ご確認ください。該当する場合は、転出地の市区町村から転出証明書の交付を受けてください。

○カードは転入届の手続きが終わると効力を失い、転入市区町村で回収されます。新しいカードの発行を希望する方は、窓口でお申し出ください。

転居(市内での引っ越し)

◆引っ越した日から14日以内に、新しい住所の番地、アパート名などを確認して届け出ていただきます。引っ越す前には届け出ができません。

届出に必要なもの

- ▽届け出に來られる方の印鑑
- ▽運転免許証、旅券、住民基本台帳カードなど、写真のほうである本人確認ができるもの
- ▽市で発行した健康保険被保険者証、医療費受給者証、住民基本台帳カードなど

●問い合わせ先・郵送先

| | |
|----------------------|--------------------------|
| 本庁市民課登録係または各支所市民課市民係 | |
| 本庁 | 〒021-8501 (住所記載不要) |
| 花泉支所 | 〒029-3105 花泉町涌津字一ノ町29 |
| 大東支所 | 〒029-0711 大東町大原字川内40 |
| 千厩支所 | 〒029-0803 千厩町千厩字北方174 |
| 東山支所 | 〒029-0302 東山町長坂字西本町105-1 |
| 室根支所 | 〒029-1201 室根町折壁字八幡沖345 |
| 川崎支所 | 〒029-0202 川崎町薄衣字諏訪前137 |